

#### ◆2017 年度活動報告

2017 年度も引き続き障害者欠格条項をなくす会（以下、なくす会）との連携のもと活動を展開した。5 月には「公務員法の欠格条項と成年後見制度を考える集い」を、全国手をつなぐ育成会、全国地域生活支援ネットワークなどと共に参議院議員会館で主催した。成年後見制度を使ったとたんに失職した元公務員の障害当事者等が、公務員法の欠格条項の理不尽について発言した。また、社会福祉法人や NPO 法人の理事にもなれないといった問題も指摘された。与野党を超えて多数の国会議員も出席、「時代に逆行する制度は変えなければならない」「見直し法案を提出し成立まで取り組む」等の踏み込んだ発言がされ、最後に「どんな障害があっても、公務員として働くことができる社会に」と結ぶアピールメッセージを採択した。また、法律の新設・改定のたびに機械的に、成年後見にかかわる欠格条項が追加されている実態がなくす会の調査で明らかになった。さらに 2018 年 1 月に警備業法の欠格条項ゆえに失職した元警備員が提訴した。これらの取り組みを背景に、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」（略称：成年後見欠格見直し法案）が 2018 年 3 月に提出された。

#### ◆2018 年度活動方針

「成年後見欠格見直し法案」の審議を見定め、政省令を含む内容を注視し、的確な対応を行う。同法案は成年後見に関わる欠格条項を全廃する内容であり、一日も早い権利回復が求められる。一方、同法案が「心身の故障」欠格条項全面化の内容を同時にもつことについては、濫用を強く懸念し政省令や運用を継続して監視していく。現在、成年後見に関わる欠格条項の他にも障害を理由とした欠格条項が多数残されており、欠格条項の全廃は、権利条約批准国の名に恥じないためにも急務である。国際的な潮流は後見制度のような「代理決定」から「自己決定支援」への転換であり、後見制度自体の見直しも大きな課題として取り組む。

資格試験や免許申請における合理的配慮提供のために、権利条約や差別解消法を有力なツールとして、必要な配慮を権利として確実に獲得していくための法整備を求めていく。

「欠格条項の撤廃」については一層の「障害者欠格条項をなくす会」との連携が求められる。取り組みを活性化し、より多くの人に興味関心を持ってもらうためにも活動分野紹介ページ「欠格条項をなくす」(註)の積極的な更新を目指すとともに、メーリングリスト上での情報共有や必要な場合の拡散等にも努める。

(註) DPI ホームページに独立した活動分野紹介ページ「欠格条項をなくす」を設けている。